

福岡県バス対策協議会規約等の改正について

福岡県バス対策協議会規約等について、以下のとおり改正することとしたい。

1 福岡県バス対策協議会規約の改正について

(1) 改正理由

福岡県交通対策協議会設置要綱が改正され、福岡県バス対策協議会が福岡県交通対策協議会の部会となったことに伴い、福岡県バス対策協議会の規約を改正するもの。

(2) 改正の概要について

・設置（第1条関係）

設置の趣旨について、福岡県交通対策協議会設置要綱に基づき、福岡県交通対策協議会が行う業務について専門的な調査、検討を行うことを加える。

(3) 改正（案）について

資料2 福岡県バス対策協議会規約（改正案）のとおり。

2 福岡県バス対策協議会運営要領の改正について

(1) 改正理由

令和4年3月31日付国土交通省総合政策局地域交通課長及び自動車局旅客課長通知「『令和3年の地方からの提案等に関する対応方針』を踏まえた協議会制度の運用等について」に基づき、運営要領を改正するもの。

(2) 改正の概要

・路線の休止又は廃止に係る意向の申し出（第2条関係）

6月前までの福岡県バス対策協議会の会長への申し出を省略することができる場合の一つとして、道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第2号に該当する場合を加える。

・地域公共交通会議の取扱い（第8条関係）

地域公共交通会議の長が協議会の会長に協議結果を報告する際は、地区協議会の会長を通じて行う旨を加える。（第6条による手続と合わせる。）

(3) 改正（案）について

資料4 福岡県バス対策協議会運営要領（改正案）のとおり。